

熊本大学動物資源開発研究センターが行う遺伝子改変マウスの
作製等の受託に関する取扱いについて

平成14年7月18日
センター長裁定

(趣旨)

- 1 この取扱いは、熊本大学遺伝子改変マウス作製等受託規則(以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、熊本大学動物資源開発研究センター(以下「受託者」という。)が行う遺伝子改変マウスの作製及び供給並びに保存凍結胚の供給(以下「作製等」という。)に関し必要な事項を定める。

(申込み)

- 2 遺伝子改変マウスの作製等を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、この取扱い及び別に定める利用案内を確認の上、熊本大学遺伝子改変マウス作製等受託実施細則(以下「細則」という。)第5条に規定する申請書により申し込むものとする。

(利用目的の制限)

- 3 遺伝子改変マウスの供給(受託者が保存している凍結胚を融解し供給する場合)及び保存凍結胚の供給(以下「保存凍結胚による供給」という。)を申請する者は、教育、研究、試験のために使用するものとし、第三者への分与はしてはならない。

(樹立者の供給承諾)

- 4 保存凍結胚による供給を申請する者は、条件付き供給の制限等がある場合には必ず樹立者本人の供給承諾書を申請書に添付するものとする。

(作製等に係る料金の納付)

- 5 委託者は、細則第2条の承諾書を受領した場合は、規則の別表に定める料金を本学歳入徴収官の発行する納入告知書により指定された期日までに納付しなければならない。なお、納付された料金は返還しない。

(延滞金)

- 6 委託者は、指定された期日までに前項の料金を納付しないときは納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、所定の延滞金を納付しなければならない。

(作製等に係る料金により取得した設備等の帰属)

- 7 遺伝子改変マウスの作製等に係る料金により取得した設備等は、受託者に帰属するものとする。

(輸送に係る経費の負担)

- 8 委託者が提供するDNA溶液又はES細胞(以下「試料」という。)、及び受託者が供給する遺伝子改変マウスの輸送に係る経費は、委託者が負担するものとする。

（作製等の開始等）

- 9 受託者は、作製等に係る料金の納付を確認し、試料の提供を受けた後、遺伝子改変マウスの作製等を開始するものとする。

（作製等の中止）

- 10 委託者及び受託者は、料金の納付後に試料の提供、及び作製等を一方的に中止することはできない。

（損害に対する免責）

- 11 委託者から提供された試料、あるいは受託者から供給された遺伝子改変マウスに起因する損害が生じた場合は、重大な過失があるときを除き、双方ともにその責を問わない。

（特許）

- 12 供給された遺伝子改変マウスについて、特許権の申請を行う場合、必要に応じ双方で協議するものとする。

（作製されたマウスの共同利用の促進）

- 13 委託者は、供給された遺伝子改変マウスを使用し得られた研究成果を論文等で公表した後、当該遺伝子改変マウスを公的なリソースセンター等に寄託するなど、広く研究者の利用に供するよう努めるものとする。

（その他）

- 14 この取扱いに定めるもののほか、遺伝子改変マウスの作製等に関し必要な事項は、個別に協議し、決定するものとする。